

(5) 源泉徴収における復興特別所得税の徴収漏れ

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>岬高等学校</p>	<p>平成23年12月2日に公布された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」において、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収しなければならない。しかしながら、同校においては平成25年1月25日開催の学校協議会における委員4名の報酬について、支払いの際、本来なら平成25年分の給与所得の源泉徴収税額表を参照すべきところ、誤って平成24年分を参照したため、復興特別所得税を徴収していなかった。</p> <p>その要因・理由等に関して、事情聴取したところ、以下のことが判明した。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>担当者（起案者） 本件のルールについて知っていたが、事務職員が一人休職中のため二人で事務を処理しており、業務量が増大していた。このような状況の中で、本件に関しては、誤って復興特別所得税導入前の税額表により算出した。</p> <p>関係者（起案が回議される者） ルールを知っていたが、事務職員が一人休職中であり、その担当業務を処理していたため業務量が増大していた。本件に関しては、源泉徴収していることは確認したものの税額表が添付されていなかったため、復興特別所得税導入後の額であるか確認しなかった。</p> <p>決裁者 ルールは知っていたが、事務職員が一人休職中で業務も増大し、また、生徒指導面で事案が発生し、その対応に追われていた状態であった。本件に関しては、源泉徴収していることは確認したものの税額表が添付されていなかったため、復興特別所得税導入後の額であるか確認をせず決裁していた。</p> </div>	<p>「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第28条第1項の規定に違反している。</p> <p>速やかに未徴収となっている復興特別所得税の是正をされたい。</p> <p>今後は、起案者のみならず、関係者を含め報酬等における源泉所得税の徴収事務について、関係法令、通知等を理解し、事務処理を行う際には当年分の給与所得の源泉徴収税額表を確認するとともに、同税額表を決裁書類に添付し十分にチェックを行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法】 (源泉徴収義務等) 第28条 所得税法第四編第1章から第6章まで並びに租税特別措置法第3条の3第3項、第6条第2項（同条第11項において準用する場合を含む。）第8条の3第3項、第9条の2第2項、第9条の3の2第1項、第9条の6第4項、第37条の11の4第1項、第41条の12第3項及び第42条第1項の規定により所得税を徴収して納付すべき者は、その徴収（平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に行うべきものに限る。）の際、復興特別所得税を併せて徴収し、当該所得税の法定納期限（国税通則法第2条第8号に規定する法定納期限をいう。第30条第1項において同じ。）までに、当該復興特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により徴収すべき復興特別所得税の額は、同項に規定する規定その他の所得税に関する法令の規定により徴収して納付すべき所得税の額に100分の2.1の税率を乗じて計算した金額とする。</p> </div>	<p>未徴収となっている復興特別所得税について、徴収手続を行い、平成25年12月13日に納付を確認した。</p> <p>今後は、起案者、関係者を含め関係法令、通知等の理解を深め、事務処理にあたっては、起案文書に根拠資料を添付することにより、起案者自らの再チェック並びに関係者、決裁者のチェック機能の強化を図る。</p>